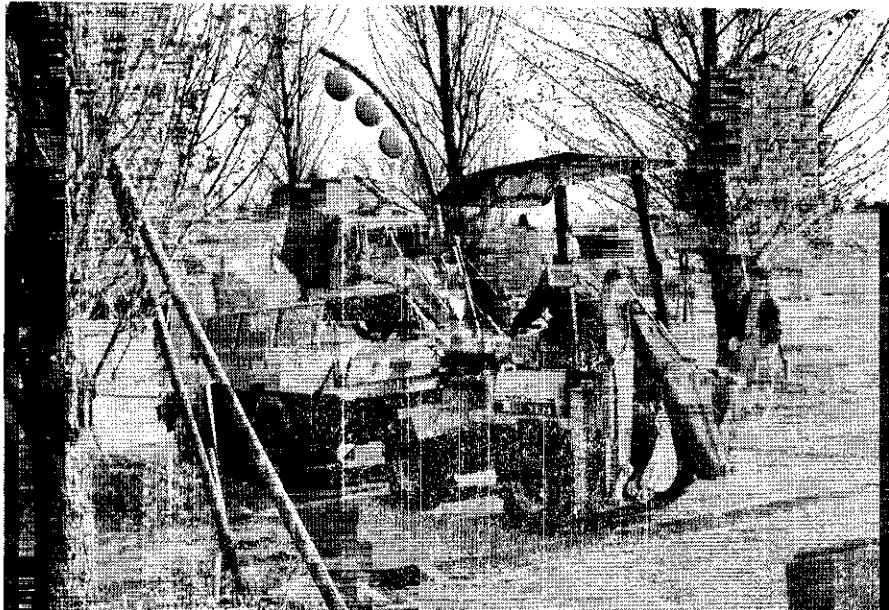


関西労災職業病

関西労働者安全センター

2001.2.10発行〈通巻第302号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



●労働者代表の安全衛生委員に有給の活動時間を 安全衛生委員会を考える	2
●職場改善事例の紹介 大阪市従業員労働組合公園支部	8
●再考 地方自治体の公務災害上積み補償 見舞金の適用対象はすべての公務従事者に	10
●指曲がり症公務外認定処分取消訴訟が結審	13
●関西労働安全センター第21回総会に参加しよう！	16
●前線から（ニュース） 鋳造工場で死亡災害 堺／放射線と職業病に大きな足跡 岩佐 さん（原発被ばく訴訟元原告）偲ぶ会開かれる 大阪／連合の 地域安全センター準備会がスタート 大阪	17

1月の新聞記事から／19

表紙／花博記念公園鶴見緑地作業風景（「職場改善紹介」参照）

'01 2

労働者代表の安全衛生委員に 有給の活動時間を

安全衛生委員会を考える

安全衛生委員会の設置義務とは

業種の如何に関わらず、「常時50人以上の労働者を使用する事業場」では、衛生委員会を設けなければならないとされている。衛生委員会では、①労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること、②労働者の健康の保持増進を図るために基本となるべき対策に関すること、③労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること、④労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項について、調査審議し、事業者に対して意見を述べることとなっている（労働安全衛生法第18条）。

また、安全委員会は林業、鉱業、建設業、製造業、運輸業、清掃業、電気業、ガス業などの業種で、50人以上又は100人以上で設けなければならないとされている（同第17条）。安全委員会では、①労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること、②労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること、③労働者の危険の防止に関する重要事項につ

いて、衛生委員会と同様、調査審議と事業者に対する意見を述べることがその設置目的となっている。そして、二つの委員会を併せて、安全衛生委員会を設けてもよいことになっている（同第19条）。

ところが、この安全衛生委員会や衛生委員会が未設置であったり、設けられていても開催されていなかったり、また議論が極めて低調であったりする職場がしばしば見受けられる。

ここでは改めて、安全衛生委員会の設置目的や条件と運営内容について、考えてみたいと思う。

50人以上とはどういうことか 設置義務の生じる要件

まず、「常時50人以上」というように事業場規模に応じて設置委員会の設置義務が生じることになっているが、その事業場とはどの単位を指すのかということがある。この問題は総括安全衛生管理者や産業医、衛生管理者など、安全衛生管理体制に関する多くの義務規定に關係することだ。

労働省の行政解釈では、労働安全衛生法にいう「事業場」について次のように解説している。

3 事業場の範囲

この法律は、事業場を単位として、その業種、規模等に応じて、安全衛生管理体制、工事計画の届出等の規定を適用することにしており、この法律による事業場の適用単位の考え方は、労働基準法における考え方と同一である。

すなわち、ここで事業場とは、工場、鉱山、事務所、店舗等のごとく一定の場所において相関連する組織のもとに継続的に行なわれる作業の一体をいう。

したがって、一の事業場であるか否かは主として場所的観念によって決定すべきもので、同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とするものであ

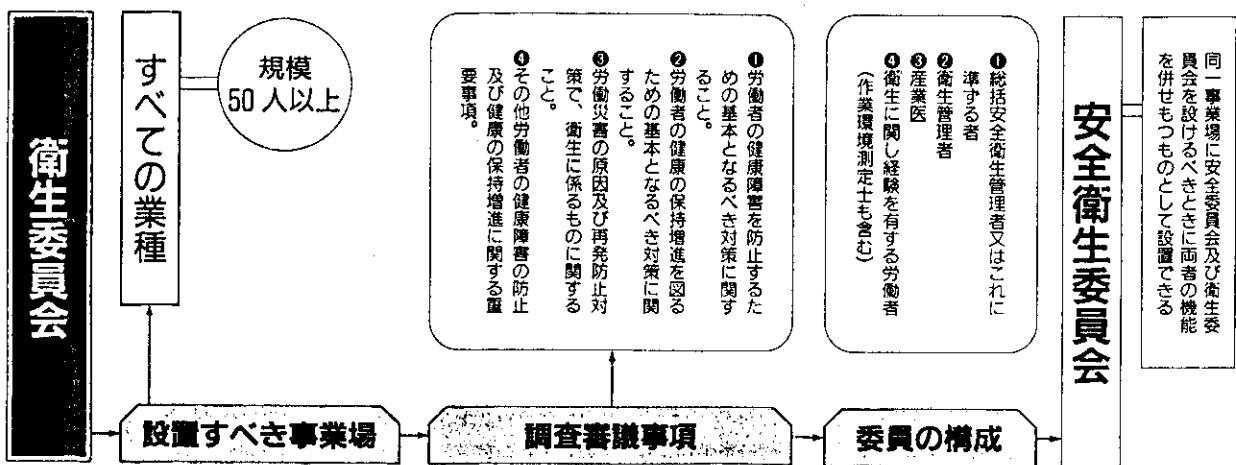
る。

しかし、同一場所にあっても、著しく労働の態様を異にする部門が存する場合に、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場としてとらえることによってこの法律がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場としてとらえるものとする。たとえば、工場内の診療所、自動車販売会社に附属する自動車整備工場、学校に附置された給食場等はこれに該当する。

また、場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場として取り扱うものとする。

(昭47.9.18 発基第91号)

たとえば、学校給食調理の場合を考えてみるとわかりやすい。



安全衛生委員会の概要

各学校ごとに調理場が設置され、4～5人の調理員が働いていているとする。学校で働く人は、教師、事務職員、校務員など、いくつかの職種があるが、労働省の行政解釈にあるように、教師と調理員、校務員は著しく労働の態様が違うので、それぞれ独立の事業場として扱うこととなる。

そして調理場は、日常的に調理員だけで運営され、事務的な機能は直近上位の機構である教育委員会が果たしているということになると、教育委員会単位でまとめて一つの事業場となるわけである。したがって、仮に4～5人の調理員が働く学校の数が30あるという市の場合、労働者の数は50人以上の場合は衛生委員会の設置、100人以上なら安全委員会の設置も必要になり、産業医、衛生管理者、安全管理者等の選任義務も生じることとなる。

この点については、「学校給食事業における労働災害の防止について」(平6.4.21 基発第257号)でも「第2安全衛生管理体制の整備」の中で「公立学校の学校給食事業の事業場の単位は、一の教育委員会の管轄下の学校給食調理場を一括して一の事業場とする。ただし、労務管理が一体として行われている共同調理場については、これを一の事業場とする。」とされており、生じる安全衛生管理体制に関する義務が示されている。

個々の職場で少數でも 直近上位の機構で設置が必要

それでは、個々の単位が7～8人規模で、

各地に店舗が置かれているような場合にはどう適用することになるのだろう。たとえばファミリーレストランやコンビニエンスストアなどのチェーン店の場合である。「組織的関連、事務能力」について考えてみると、労務管理に関する相当部分を、店舗を管理する本部が行っている場合が多い。店長の労務管理的な業務は、毎日の労働者の労働時間管理などに限られるのがほとんどといってよい。そうすると、やはり直近上位の本部で一つの事業場とみて安全衛生管理体制を整えなければならないこととなる。しかし、全国各地に店舗があるという場合、あまり離れたところで一体的に体制を作つても意味がない。したがって、同一または隣接の都道府県ごとに対応するのが現実的ということになる。

ただしこの場合に、店舗を独立した事業場とみるかどうかは、なお個別のケースで判断するしかないこととなる。いずれにせよ、職場の最小単位が小規模であるときは、法律上の義務付けのあるなしに関わらず、地域的なまとまりのある直近上位の機構で、安全衛生管理体制の整備を図るというのが、労働安全衛生法の趣旨からいって正しいだろう。

月1回以上の開催 必要な産業医の出席

衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成するとされている。①総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理

するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者、②衛生管理者のうちから事業者が指名した者、③産業医のうちから事業者が指名した者、④当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者（労働安全衛生法第18条）。安全委員会では、②の衛生管理者が安全管理者にかわり、③の産業医が抜ける。

そして、①が議長となり、①以外の委員のうち半数は、労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき事業者が指名することとされている。結局、委員の数は議長を含めると奇数の人数で構成されることになる。

衛生委員会の開催頻度については、「毎月1回以上開催するようにしなければならない」（労働安全衛生規則第23条第1項）とされている。その他の運営に必要な事項は、委員会で定めることになっている。そこで問題になるのは、衛生委員会の開催要件である。産業医が衛生委員になるのは、昭和63年の改正以降のことであるが、中小規模事業場で産業医を近くの開業医や勤務医に委嘱している場合、月に一度衛生委員会に必ず出席するような前提になっていない場合がある。この点について、労働省は「産業医の出席を衛生委員会又は安全衛生委員会の開催要件とするか否かは、労働安全衛生規則第23条第2項の「委員会の運営について必要な事項」に該当するものであり、したがって各委員会が定める事項であること。」

（昭63・9・16 基発第601号の1）としているが、産業医が全然出席するがないならもともと委員にしておく意味もないわけで、毎回ではなくとも出席は前提でなくてはならないだろう。

実際問題としては、中小企業で産業医は選任して届け出でてはいるもののほとんど名前だけという場合も多い。衛生委員会への出席はおろか、月に1度以上の実施が法定の業務として決められている職場巡回（労働安全衛生規則第15条）もやったことがない産業医について、労働安全衛生管理体制の再点検課題として改善すべきといえよう。

そもそも産業医が職場の具体的な状況も知らずに、衛生委員会での具体的な議論に参加できるはずもなく、法的に保護された権限まで付与されながら、活動がないのならば実質的には労働安全衛生法違反状態であるといえる。

労働者側推薦の委員の仕事 法的な拘束なくとも実現させる

労働組合の推薦を受け、労働者側代表となっている委員は何を、どういう観点から実行しなければならないのだろう。事業者側の委員が常に経営者としての観点から様々な議題に対処するのに対して、労働者側委員は労働者の権利を基盤において議論を進めるということになる。ただ労働安全衛生法の規定では、「安全・衛生委員会は、労使が協力し合って、当該事業場における安全衛生問題を調査審議するための場であつ

て、団体交渉を行なうところではないものであること。なお、安全・衛生委員会の設置の趣旨にかんがみ、同委員会において問題のある事項については、労使が納得の行くまで話し合い、労使の一一致した意見に基づいて行動することが望ましいこと。」(昭47・9・18 発基第91号)、「安全・衛生委員会の運営について、従来の過半数決定の規定を削除したのは、安全・衛生問題の本來的性格から、労使の意見の合致を前提とすることが望ましいという見解に基づくものであること。」(昭47・9・18 基発第602号)としており、安全に労使の垣根はないという観点を重視するものとなっている。労使の交渉で解決すべき事柄は、団体交渉の場でということだ。

しかし、こうした原則をみて腑に落ちないところもある。何とか委員会の場は、労使の意見が一致するように話し合い、困難を克服するという任務があると理解できるが、委員会で一致をみた結論は、意見として事業者に伝えることができても、法的に事業者を拘束するまでには至らない。そこからは、ある意味では労働組合の力量が問われるといふこともできる。

フルタイムでない労働者側委員 労使対等はもともと非現実

また、よく労働者側委員から悩みとして聞かれるのは、使用者側委員が安全衛生対策の専従、つまりフルタイムの安全衛生担当者であったり、担当者に指示する立場であったりするのに対して、労働者側委員と

いえば、労働組合役員で他の労働組合の職務と兼任し、ほとんど特別の勉強をする時間などなく委員会に参加しているということである。フルタイムの使用者側委員やそのスタッフは、常に業務として安全衛生の最新知識を習得していて、ひとたび専門的な議論になれば、労働組合推薦の委員は太刀打ちできないというわけだ。

もちろん職場で働いている労働者が日々感じることを、労働者を代表して提言し、問題点を指摘し改善するという任務は、最も基本的で重要なことであるが、たとえば労働組合の立場から必要と考えられる安全衛生教育の機会を、独自に得ようすると、特別の労働協約でもない限り、費用負担などは労働組合の負担ということになる。

こうした問題について、欧州でどのように運営されているかというと、同種委員会の労働者代表の委員は、有給(あるいは就労時間内)の活動として一定の権利が与えられることとされている。たとえば、フランスでは労働者数100人未満で月に2時間、1500人を超えるところで20時間の有給で仕事を離れる権利があり、ドイツでは研修で3週間の有給休暇、300人を超える人数で労働者代表の1人が有給専従となり、601人以上1000人以下で2人、それ以上については一定人数ごとに専従者が増える仕組みとなっている。欧州の諸国で、このような規定は、国ごとに明文の規定があるなしに関らず、労働者代表が有給で研修を含む諸活動を行う権利が確保されている。

労使対等の安全衛生活動に不可欠な現行制度の改正

こうした欧州の状況をみると、日本における衛生委員会の設置等の建前上の労使対等は、かろうじて確保されていても、実際の運営で労働者側委員に大きなハンディがあることがよくわかる。もちろん個別の労働組合が安全衛生対策をしっかりと方針化し、労使交渉の成果として、労働者代表の諸活動を有給の活動として合意されている場合もあるが、法による裏付けのあるなしでは根本的に違う。

労働者側委員が衛生委員会等で労働者を代表して発言するためには、当然にその背景となる情報をもつことが必要となる。労働組合としての独自の調査、労働組合内の安全衛生専門部会を設置して、労働組合としての検討を重ねることによって、そうした情報を積み重ねることができる。その過程で、事業場の安全衛生対策の事務担当部

局に対し、改めて情報の公開や提供を求めることがある。もちろん外部の労働組合単産本部や労働基準監督機関、専門機関等との連携が必要となる。

結局のところ、現行の安全衛生委員会の活動を中心とした安全衛生対策を、有効に機能させようとすると、労働者側委員の果てしないボランティア精神が必要ということにならざるを得なくなる。

今の労働安全衛生法による安全衛生管理体制の仕組みができて四半世紀を経ようとしており、おりしも労働安全衛生マネジメントシステムを中心とした参加型の安全衛生活動が推進される時期に、こうした観点からの法律制度の整備の実現が課題となろう。

職場の安全衛生対策の最終責任者は、もちろん経営のトップだが、担い手は毎日仕事を従事する労働者であり、その代表が代表らしく対策を講じることが普通であるようなこれから労働安全衛生の施策が重要である。

石綿曝露

四国電力労災死事件訴訟

—日本初の電力会社アスベスト労災死事件

裁判の記録—

愛媛労働安全衛生センター 編

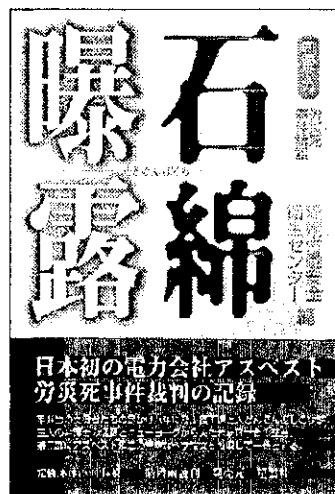
晴耕雨読 発行

株星雲社 発売

定価：1,900円 366頁

申込み：愛媛労働安全センター Tel (0897) 34-0900

全国センター Tel (03) 3636-3882

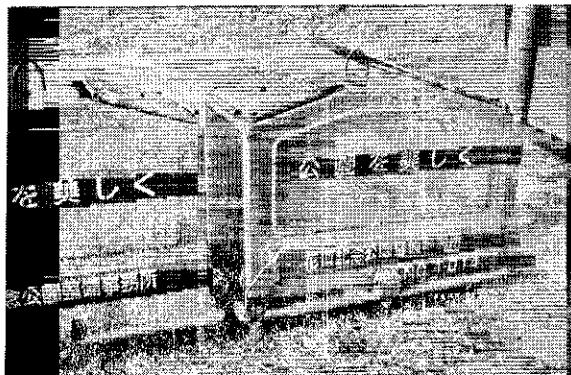


職場改善事例の紹介

大阪市従業員労働組合公園支部

花博記念公園鶴見緑地の職場改善

開園面積115.3haという広さで、24時間オープン、市民が自由に入ることができる鶴見緑地内に、ごみ箱はずい分とたくさん必要だ。緑地公園の整備事務所は、当然その管理も業務のうちに入る。



公園のごみ箱といえば、金属製の網でできた筒状のものを想像するが、鶴見緑地では写真のように緑のボックスになっている。



収集作業は、普通のごみ箱なら、作業者がごみ箱を抱えて、トラックの荷台にごみを積み込む作業の連続ということになる。しかし、このごみ箱は、下部についているレバーを操作すると、底が丸ごと開くようになっている。

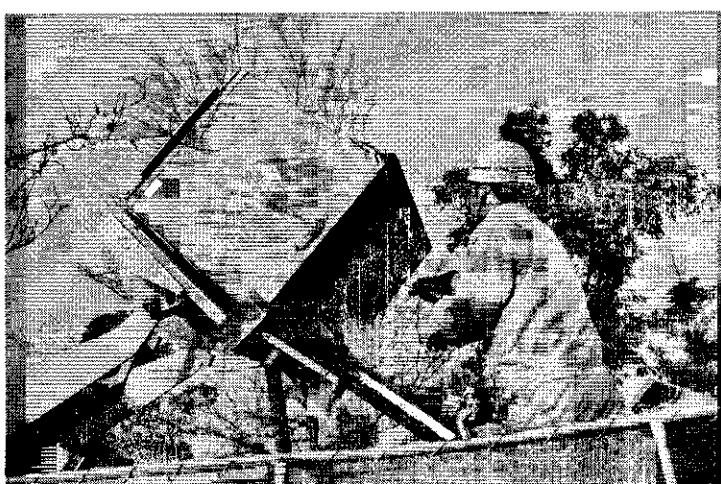
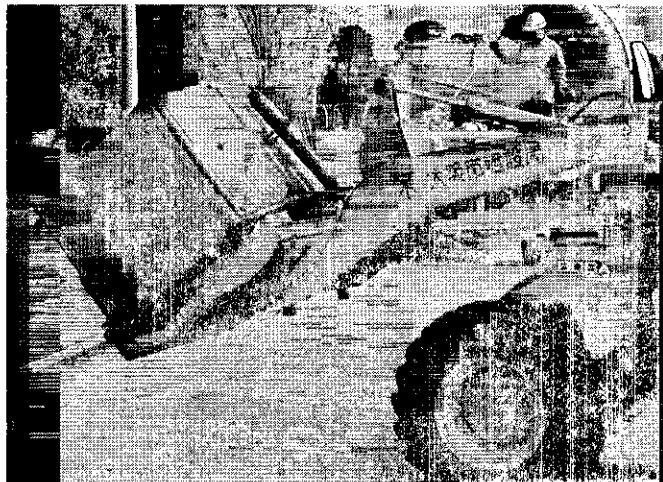
収集作業は、トラックとホイルローダー、そして荷台に乗る作業者で行う。まず、ホイルローダーが、鶴見緑地で独自に作成したアタッチメントの上部のバーを、ごみ箱の上部の取っ手部分に差し込んで吊り上げる。

ホイルローダーは、ごみ箱をトラックの荷台にさし上げる。

そして、作業者がレバーを操作し、ごみを降ろす。

この一連の作業で、収集作業の効率化と腰痛症等の安全性確保という課題が解決されることになる。昭和58年のオープン以来の、この改善のポイントは、ホイルローダーのアタッチメントということになる。道具に少しの工夫を加えるだけで、大幅な改善が実現した事例といえよう。

しかし最近になって、公園内のごみに、重量物などが混入することが目立ち始めているという。トラック上での作業中のヒヤリハット報告があり、ごみ箱の形状や、投入口の大きさなど、これから検討課題もあがってきているとのこと。



再考 地方自治体の 公務災害上積み補償

見舞金の適用対象はすべての公務従事者に

労災補償の上積み補償制度は、労働組合の要求事項の一つに必ずあげられるようになって久しい。死亡、障害等級第1級で3000万円などの協定例も、あまり珍しくもなくなってきている。しかし、こうした死亡や高い等級での補償額の高さに気を取られるあまり、被災した労働者とその家族にとってのその後の生活を支援する制度としての公平感を損なうようなアンバランスさが目立つ例も少なくない。本誌では、折にふれ上積み補償協定の内容で注意すべき点などについて取り上げ、解説してきた。今回は、地方公務員の上積み補償制度について、最近の問題点を取り上げる。

額もさることながら 肝心の適用対象は問題ないか

地方公務員の公務災害補償の上積み補償は、「見舞金条例」や「特別給付金支給制度」などの名称で実施されていることが多い。

もっとも連合の調査によれば、都市部の自治体では制度が確立している自治体が多いものの、それ以外の自治体では制度自体が存在しない方が多数派というのが現状である。そ

の前提の上にたって、地方公務員災害補償制度では、労災保険法にはない、遺族特別援護金、障害特別援護金の制度を設け、最近の上積み補償の一般的水準には及ばないものの、一定額の上積みを実現している。

さてたとえば大阪府下の自治体で、この見舞金条例の制定状況を調べてみると、ほとんどの自治体で条例が制定されている。規定された支払い金額については、死亡、第1級が2500～3000万円が主流で大差は見られない。しかし、その補償範囲、低い障害等級（特に第8級以下）での補償の有無、在職、退職の差、通勤途上災害の扱い、傷病（補償）年金受給者の扱いなど、内容はまさに千差万別といってよい。

ここでは補償の前提となる、見舞金条例でいう「職員」の規定がどうなっていて、それがどういう影響を及ぼすかについて考えてみる。

公務を遂行する人は、学校を卒業して自治体の採用試験に合格した人だけではない。6ヶ月契約で公務に従事している人もいるし、首長の任命で公務を遂行する委員会の委員、選挙を経て公務に携わる議員な

ど、労働基準法上の労働者には該当しない人も含まれる。

多種類の 公務災害の本体補償制度

まず、本体の公務災害の補償制度がどう適用されるかについては、おおむね以下のとおりである。

1. 地方公務員災害補償法の適用対象

地方公務員災害補償法では、対象となる「職員」について、「常時勤務に服することを要する地方公務員」(第2条)としている。いわゆる非常勤の職員については、18日以上、常勤の職員と同じ時間以上勤務した月が引き続いて1年を超えた職員については含むこととしている。

2. 労働者災害補償保険法の適用対象

労災保険法第3条第2項は、官公署の事業について労働基準法の別表1に掲げる事業以外には適用しないとなっているので、市役所などの本庁で事務的な仕事をする非常勤職員以外の非常勤職員は、労災保険法の対象となる。たとえば保母、清掃作業員、調理員など職種を問わず、本庁以外の公務をして給与を受ける非常勤職員は労災保険法の対象となる。

3. 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用対象

地方公務員災害補償法第6・9条で制定が義務付けられている条例である。議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会や審議会の構成員など、労働基準法上の労働者には該当しない人々の災害補償を規定したものだ。し

かし、1の地方公務員災害補償法の対象とならず、2の労災保険法の対象ともならない本庁などの非常勤事務系職員はこの条例の対象となる。具体的には、国民健康保険の徴収の業務を非常勤職員が担当しているような自治体の場合は、それらの職員についてこの条例が適用されることとなる。

当然のことながら、地公災法6・9条第2項は、この条例と1、2の法律との均衡を失してはならないとしている。

4. その他の諸制度の適用対象

学校医等の公務災害補償に関する条例、消防団員等公務災害補償条例など、他の法律により各自治体で常備されている非常勤職種に応じて補償条例があり、それぞれの対象となる。

これらの人々は、公務上災害に被災した場合、公務による収入だけを頼りにして生計を立てているかどうかに関わらず、その被災により収入が現実的に途絶えるという場合が想定される。たとえば非常勤の消防団員が、点検作業や訓練中に被災した場合、本来の職務を遂行することができず、その補償が必要となる。審議会の委員が、公務災害による療養のため生業に従事できず、損害を受けることもある。そのためにせめてもの補償制度として、もれなく上記の各種制度を確立しているわけである。

一部しか対象としていない 多くの見舞金条例

それでは見舞金条例の制定にあたっては、これらの種類の公務従事者にどう対処すべきか。出てくる答えは、当然に、1から4まで

すべての種類の人々が対象となるべきであろう。ところが実際には、そのようになっていないケースが多い。

手元に最近の条例があった、14カ所の大坂府下自治体の見舞金条例を調べてみると、次のようになる。

・1だけを対象としている自治体	3
・1と3	1
・1と3、4のうち消防団員のみ	8
・1と3、4	1
・1～4すべて	1

よく判るのは、2の労災保険法の対象となる職員を見舞金条例の対象としていない自治体がほとんどということである。

早急な改正が必要

確かに、地方自治体に雇用される、非常勤の職員の労働保険関係成立届の提出を怠っている地方自治体が、あきれるほど多数にのぼっていたことが、総務庁の行政監察結果として明らかになったのは、もう5年以上のことであったと思う。それ以降、かなりの地方自治体で改められ、非常勤職員の適法な災害補償と雇用保険の加入の手続きが行われたはずである。(いまだに手続きを行っていない自治体がないとはいえないが。)

ところが、見舞金条例の方はといえば、改正の作業がされずに放置されているというわけである。実際に各事業場の末端で、日々職務に励み、被災の機会も少なくない非常勤職員が適用対象外ということになるので、ある意味では深刻な状況ともいえよう。も

ちろんすべての公務従事者について適正な改正を実施している自治体もあるのだから、改正できない特段の理由があるようには思えない。早急な各自治体での改正作業が必要である。

条例改正案はおおむね以下のようになるだろう。見舞金条例は、第1条で目的を規定し、第2条で「職員」を規定する場合が多いので、相当数の自治体でそのまま当てはめることができるかも知れない。

第2条(職員) この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。) 第2条第1項に規定する者
- (2) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和〇年×市条例第〇号)の適用を受ける者
- (3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける者
- (4) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)の適用を受ける者
- (5) ×市消防団員等公務災害補償条例(昭和〇年×市条例第〇号)の適用を受ける者

指曲がり症

公務外認定処分取消訴訟が結審 判決は4月25日

長年の調理労働によって指曲がり症（変形性手指関節症）を発症した豊中市の学校給食調理員がおこなった公務災害認定請求に対して、地公災基金大阪府支部は公務外と認定し、その後、支部審査会、本部審査会も不服審査請求を棄却した。そのため、その公務外認定処分の取消を求めた行政訴訟が1997年大阪地裁に提訴され、当該所属労働組合である豊中市職を中心として闘われてきた。

この裁判が、さる1月29日の弁論をもって結審し、4月に判決が言い渡されることになった。給食調理員の指曲がり症の公務上外を争っている裁判は、自治労では松江地裁で1件、そのほか堺市の調理員のケースが1件で堺市の件は本件と同じ裁判長の下で審理されてきており、同時期に判決が下されるとみられる。

「給食調理員には指曲がり症が医学的観点から多発していることは明らかで、それは因果関係があることを示している。したがって、給食調理員に発症した指曲がり症は原則として公務災害として扱われるべきである。しかし、地公災基金は、一定限度以上の過重負担があった労働者だけを認定対象として、結果、多くの労働者に発症した指曲がり症を公務外とした。このように、指曲がり症の発症について、一般労働者より

も高い危険性にさらされている調理員という労働者集団に発症した当該疾病の公務上外の判断について、さらに、その集団内においても相対的に過重な負担があったという条件を重ねることは間違いであり、そのような基準によってなされた本件公務外認定処分は違法である。」

このことを認めさせること、すなわち、現在の地公災基金の認定基準自体を改めさせることが本件裁判の意義・目的だ。

科学的根拠なしの「認定基準」

被告の地公災基金が裁判で明らかにしたその「認定基準」とは次のようなものだ。

- ①当該職員の給食調理員としての経験年数が10年を超えてること
- ②当該職員が給食調理業務に従事した施設について、同人の経験年数の各年ごとに、1給食日の給食調理員1人当たりの平均給食調理食数を算出し、これを全経験年数分合計して得られた数値（総調理食数）が2000食を超えてること
- ③当該職員が給食調理業務に従事した施設における平均調理食数が、全国における同程度の規模の施設における平均調理食数を超える年度数が当該職員経験年数の半数以上に及んでいるか、それに準じる著しい公

務過重の状況であるといえる特段の事情があると客観的に認められること

④当該職員が所属した各学校給食調理施設において、当該施設における給食調理員の平均を下回らない程度の業務量・業務時間数、給食調理業務に従事していたと認められること

本件の原告は、③の基準をクリアしないために公務外とされた。③④は、いわば、当該「労働者集団内相対的過重性基準」ともいえるもので、何らの科学的根拠をもっていない。

結審に際して提出された原告側最終準備書面は、これまで提出されてきた証拠、書面を総括し「最後に」において次のように締めくくっている。

「……以上に述べたことから、給食調理業務が変形性手指関節症を発症させる大きな危険性を有する業務であることは明らかである。

原告らは長年にわたり給食調理業務に従事し、その結果、変形性手指関節症を発症したのであり、これは給食調理業務に内在した危険が両名らにおいて現実化したものであることが明らかである。

被告は変形性手指関節症について的一般的基準に基づき、原告らの公務災害認定申請を認めなかつた。

しかし、その認めなかつた根拠となる一般的基準が、被告自らの依頼でなされた中災防報告によっても一正確に言えば同データを綿密に検討した結果によって支持されないことが明らかになつた。

更に言えば、中災防報告のデータからみ

て、変形性手指関節症の発症のめやすは、調理経験年数で6年以上あるいは給食数でいえば、1001食以上である。

原告らはいずれもこの基準を充足している。

なお、原告らが変形性手指関節症であることは、原告側の証人であった田島医師及び被告側の証人である梁瀬医師の両名が認めるところである。

被告は、給食調理業務以外の他の原因を主張するが、これらの主張はその裏付けを有しておらず、原告両名においては、給食調理業務以外に変形性手指関節症の発症の原因となる特段の事情は存在しない。

以上の事実からみて、原告ら両名の変形性手指関節症が公務である給食調理業務によるものであることは明白である。

公務災害でないとした被告の判断は誤りであり、原告の疾病が公務に起因する公務災害であることはただちに認められるべきである。」

最大の焦点は疫学的立証

最近、清掃労働者の「災害性」腰痛の公務上外認定において、「通常動作と異なる動作、突発的な出来事などの有無」(いわゆる災害的事実の有無)を問題にする地公災基金の認定基準が最高裁によって否定される判決が出されていることは本誌でも報告した。

最高裁は、清掃労働という腰痛にとっての「危険職種」においては「災害的事実の有無」は問題ではないとの立場を明確にした。その種の職種においては、その職種本来の

作業中に発症した災害性腰痛（この場合は腰部ねんざ）については、当該労働に内在する危険が現実化したとして公務上と判断すべきという考え方を示した。

この考え方を、指曲がり症のような「非災害性」疾病に当てはめるとどうなるか。

一般的にこの種の疾病にかかる地公災基金の認定基準においては、災害性疾患における「災害的事実の有無」とパラレルな概念として「公務過重性の有無」が問題にされる。

したがって、「危険職種においては「災害的事実の有無」が問題にされることなく本来の当該業務を遂行していたことをもって公務上としてよい」という趣旨の上記最高裁判例の論理からいえば、危険職種における非災害性疾患については本来の当該業務を遂行したことでもって公務上としてよいということになり、焦点は、「危険職種」であるかどうかということになる。

本件に引きつけて言えば、原告は長年もくもくと調理業務に従事してきた典型的な学校給食調理員であるから、立証の焦点は自然と、給食調理業務が指曲がり症にとっての「危険職種」かどうかという点、いわゆる疫学的因果関係の有無と強度に絞られることになる。

すなわち、給食調理業務が手指にとっての負担業務といえるのかどうか、実際に給食調理員に指曲がり症が明らかに多発しているかどうか（疫学的因果関係の有無と強度）ということが主な立証点となる。そして、調理業務が人間工学的、力学的にみて負担作業かどうかは一般的に考えてもわかり

やすい事実であって、（被告推薦の梁瀬医師でさえこれを認めた証言をしている）、二つの立証点の関係は本質的には、後者によって前者が立証される関係にあることから、結局、疫学的立証が最大の焦点になった。

裁判においては、地公災基金自体が認定基準を作成する際の根拠とした委託研究（いわゆる中災防報告）がすでに明らかな因果関係を示していることが原告側申請の津田医師の証言、陳述書によって明らかにされ、被告側の証人は採用されず、津田証言へのいぢやもんつけ的意見書が採用されたことにどまつたことから、疫学立証では原告側が圧倒した形となった。

結審してみれば、被告側からは整形外科医の証人が採用されたのみであり、その証人さえ、給食調理作業の手指への負担を認め、原告の症状が変形性手指関節症であることを証言し、地公災基金側が主張してきたリュウマチ、突き指ではないかという点を逆に否定する結果となった。地公災基金側の主張の中では「主原因は加齢」ということぐらいが残されることになったが、中災防報告でさえ「年齢を超えた影響が認められる」として作業関連性を肯定している中で、裁判所が最終的にどのような判決を出すのかは、やはり、予断は許さないといえるだろう。

いずれにしても、今回の判決は、指曲がり症問題にとどまらず、作業関連性疾病の労災補償の在り方に大きな影響を与えると考えられる。改めて多くの皆さんに注目とご支援を訴えたい。

関西労働者安全センター 第21回総会に参加しよう！

日頃よりひとかたならぬご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本年の定期総会を下記の通り開催いたします。厳しい経済情勢の中、不当な解雇の横行、「不安定」雇用労働者の増大、組織率の低下など、労働基本権が大きく揺さぶられている今日、労働者のいのちと健康を権利としてどう守り、発展させていくのかが問われています。

労働省の統計によってさえ、いまなお約2000名近くが労災事故で死亡していますし、とりわけ中小零細企業において労災職業病が多発している実態はいっこうに改善されていないというのが実感です。

当安全センターに寄せられる相談でも、劣悪な労働条件、経営者の無責任な姿勢、労働行政の怠慢が労災発生や労災隠しの大きな要因になっている例がほとんどで、またそれらはきわめて構造的な問題をかかえています。

昨年10月に取り組んだ「やめよう労災隠し／労働災害・職業病ホットライン」が一つのきっかけとなった毎日新聞大阪本社の「なくせ労災隠し」という企画報道には多くの読者からの声が寄せられているといいます。念仏のよう

に「判明したときは厳正に対処する」とくりかえす労働行政に、労災隠しの実態の深刻さを認めさせ、原因分析にもとづいた対策を迫っていかなければなりません。膨大な件数の労災事故の治療費が社会保険や国保などに潜り込んでいる事実一つとっても極めて重大な問題です。

総会では、安全衛生、労災職業病をめぐる現状、労働行政や使用者側の動向を分析しながらこの1年間の安全センターの活動を総括し、新年度の運動方針を確立したいと考えます。労働情勢、政治情勢、国政にかかわりのある運動に劇的な影響を与える可能性のある情報公開法の施行（4月）なども踏まえ、的確かつ着実な運動をすすめるための総会として成功させたいと思います。

また、本総会では、ダイオキシン問題をテーマに記念講演を予定しています。まさに現在進行中のダイオキシン問題は、被曝労働者の労災補償・損害賠償、廃棄物処理対策にとどまらず、今後の有害物質対策にも大きな影響を与えると考えられる重要な課題です。

本総会に是非とも多くの会員、関係者の皆様のご参加をいただけますようご案内申し上げる次第です。

日時：3月31日（土）午後1時30分～4時30分

場所：エル大阪（709号室）（地下鉄・京阪「天満橋駅」から西へ徒歩5分）

●総会議事

●記念講演「豊能郡美化センターダイオキシン問題を考える」

松尾信子（能勢ダイオキシン労災裁判を支援する会）

中地重晴（環境監視研究所）

前線から

鋳造工場で死亡災害

中国人労働者の即死に工場は逃げの姿勢

堺

堺市の鋳造工場K社で、12月16日、ダイカストマシン（鋳造機）に挟まれ、即死する死亡事故が発生した。自動運転中の機械の金型に付着したバリをはがす作業を行っていた最中の事故だった。

死亡したHさんは、中国に妻を残し、働きにきていた外国人労働者で、この工場とは形式上、直接の雇用関係はなく、偽装派遣業者のM工業から賃金を受けて勤いていたという。K社にはM工業からHさんの他に

日本人の作業員1名が、Hさんと昼夜の交替で派遣されていた。M工業の代表者は、月に1回集金に来るだけで、2人の就業時間の管理、日々の仕事の指示などはK社がすべて行っていたという。さらにM工業は、事業場としての体裁を整えるどころか、5人程度の労働者を支配下において、商売をする零細の口入れ業者である。ところが、到底構内下請業者とは言い難い、就業形態であるに

も関わらず、工場経営者は現在のところ直接責任を回避する姿勢をとっている。

今後、Hさんの仕送りで生計を維持している中国の妻が、労災保険の遺族補償請求手続きを行うことになる。M工業の実態は、当然構内下請や労働者派遣事業には当たらない状況を考えると、労働基準法第6条の中間搾取に当たる可能性があることなども含め、十分な調査が必要な事例といえよう。

また、当然に死亡災害発生の民事上の責任も問われることになるだろう。外国人労働者の災害発生責任を、遺族が国外にいるというだけで眠らせるようなことはあってはならないといえる。

放射線と職業病に大きな足跡

岩佐さん(原発被ばく訴訟元原告)偲ぶ会開かれる

大阪

初めての原発被ばく訴訟として注目された岩佐訴訟

の元原告、故岩佐嘉寿幸さんを偲ぶ会が、12月

17日に大阪市内で開かれた。71年に敦賀原発で作業中に被ばく、放射線皮膚炎に被災し、74年裁判を提訴。以後、91年の最高裁での敗訴確定、94年の労災保険審査の棄却決定まで岩佐さんを支援した「岩佐訴訟を支援する会」の会

員など、60名が参加した。

偲ぶ会は、94年の岩佐訴訟最後となつた集会での挨拶を収録したビデオ映写で始まり、30年の取り組みの経過を語り合った。特に、大阪地裁の法廷進行と同時期に策定された、電離

放射線障害の労災認定基準（昭和51年基発810号

通達）における、白血病の「みなし認定」制度取入れと年間5ミリシーベルト以上で業務起因性ありという基準については、岩佐訴訟が間接的に果たした役割が大きいことが、具体的な工

ピソードとともに指摘された。

すでに、JC事故以外で5人が原子力発電所での低線量被ばくによる白血病の労災認定を受けているが、その意味でも岩佐さんの存在は大きかったといえる。

連合の地域安全センター準備会がスタート

大 阪

連合大阪は1月19日、第1回労働安全衛生センター準備委員会を開催し、連合の地域安全センターの正式発足へ第1歩を踏み出した。

連合の「中小職場の労働安全衛生向上に向けた5カ年計画」で、地域安全センターの設立を2001年度の課題としてされており、昨年の連合大阪執行委員会で設立方針が確認されたことを受けて、準備作業に入ったものである。

また連合大阪では、労働安全衛生対策会議、労災防止指導員連絡会議を毎年2回開催し、連絡調整の機能

を継続的に果たしてきたことから、今後さらに具体的な連合としての安全衛生対策の展開が求められるところに、センター設立の所以があるといえよう。同準備委員会は、連合大阪の各構成組織と各地域協議会から委員を選出し、今後2~3回の委員会で議論を深め、

6~8月期に結成総会を開催する予定としている。

安全衛生はもとより労災補償の相談、地域の中小零細事業場の安全衛生対策事業等、労働組合に課せられる課題は多く、センターの活動が期待されるところだ。

また、労働組合の労働安全衛生専門機関として近畿地方レベルでの活動も指向することを予定して、名称については近畿労働安全衛生センターとする方向も決めた。

お詫びと訂正

- 2001年1月号において編集ミスがあり、文章が1行欠落いたしましたことをお詫び申し上げます。以下のように訂正させていただきます。
- 4Pの1行目は削除（3Pの最終行と重複）。
- 4P右列最終行『…去の言動と矛盾する行為は全くなく、禁止』の後、欠落部分『言の法理は適用できない』と主張した。』を加える。

1月の新聞記事から

1/1 午後10時ごろ、宇都宮市の宇都宮社会保険病院の駐車場で、患者を病院内に搬送しようとしていたところ、酸素ボンベが爆発、救急隊員2人がやけどで重傷、患者も軽いけがをした。

1/4 「労災隠し」問題で、労働省は対策を検討するための行政・事業主・労働者の各代表者で構成する3者協議機関を設けることを決めた。今後、構成メンバーや運営の方法などを詰め、2001年度中にも設置する。

1/6 中央省庁体制が、「1府22省庁」から「1府12省庁」に再編された。

午前7時40分ごろ、神戸市北区の国道176号線で堺市の石油運搬会社「丸石」堺営業所のタンクローリーが凍結路面でスリップし橋の欄干を突き破って転落した。運転手が死亡。

1/7 高知県室戸岬沖で愛知県の海運会社「ホワイトライン」の貨物船「WHITE KOOWA」(乗組員14人)が消息を絶った。8日高知海上保安部は乗組員のうちフィリピン人5人を救出、船長と機関長の日本人2人とフィリピン人6人も引き上げたが、すでに死亡していた。残るフィリピン人1人が行方不明。救助された船員によると、大きな横波を受けて傾いた後、沈没したらしい。

午後5時25分ごろ、兵庫県姫路市の鋼管製造会社「虹技」姫路西工場で鉄の円柱の製造中に、圧延用ロール製造機が爆発し、中の1500度の溶けた鉄が飛び散り、子会社「虹技ロール」作業員の3人が死亡、1人が重傷を負った。

1/11 午後3時ごろ、東大阪市の塗装業「日栄」の工場から出火。出火した2階で作業していた従業員3人らしい遺体が、焼け跡から発見された。

1/12 大阪市中央区の路上で、アルバイト帰りにひったくられたバッグを取り返そうとして殺害された中国人留学生、韓穎さんの事件を、天満労働基準監督署は通勤災害と認める方針を固めた。同労基署は、韓さんがアルバイト代を定期的に両親に仕送りしていたため、故郷の生計が支えられていたと判断し、遺族年金を支給する。

1/14 モンゴルのウランバートル西約100キロのウブス県マルチンで、国連開発計画(UNDP)が積雪被害調査のためにチャーターしたヘリコプターが墜落し炎上した。搭乗者は、UNDP職員の他、国連職員や国際赤十字の職員で、同行取材中のNHK記者とカメラ

マンの日本人2人と、ドイツ、英国、米国各1人、モンゴル人4人の9人が死亡、14人の生存者のうち、11人が重軽傷を負った。

1/23 茨城新聞の社員が1988年2月自宅で倒れ、脳出血で死亡したのは、過労が原因として、水戸労基署の労災遺族補償不支給の取り消しを求めた控訴審で、東京高裁は「治療機会を失って高血圧が継続する中、過重労働、疲労の蓄積が症状を悪化させ、脳出血を発症させた」として、国側の控訴を棄却。

午後5時ごろ、徳島県松茂町の薬品メーカー「大冢化学」の松茂工場で、薬品の原料などを製造する反応がまが、風邪薬の調合中に爆発、従業員1人が顔にやけどの重傷、もう1人が両足に軽い火傷を負った。

1/24 午前2時ごろ、石川県加賀市の国道8号線で、熊本県水俣市の熊本センコー運輸の大型トレーラー式タンクローリー(15トン)が凍結した路面でスリップし道路左側ガードレールに接触して転倒した。積荷の劇薬「トリクロロシラン」が漏れて炎上した。運転手と助手が腰などを打って1週間のけが、半径約1.5キロ内の住民約320人が非難し、18人がのどの痛みなどを訴えた。

午前10時5分ごろ、埼玉県川口市の甘納豆販売業「十勝甘納豆上青木店」前の県道で同社の2ントラックの荷台に積んであった溶接用のアセチレンガスのボンベ1本が爆発した。店長と社員、通行人の3人が軽傷。

午後7時25分ごろ、千葉県中央区の川崎製鉄岸壁の西約1.9キロ付近の沖合いに停泊中のタンカー「ニュー葛城」のポンプ室で、3人がガス中毒で倒れ、その内2人が死亡した。

1/26 高知トンネルじん肺訴訟で、高知地裁は1人当たり900万から2200万円を被告のゼネコンが支払う和解案を示した。

1/31 午後3時55分ごろ、羽田発那霸行き日本航空907便ボーイング747が、静岡県焼津市上空付近を飛行中、釜山発成田行き日航958便DC10と急接近し、907便では衝突の回避検査で機体が急降下し、乗客や客室乗務員42人が重軽傷を負った。内5人は重傷。

新潟空港沖で新潟市漁協所属の底引き網漁船「第7大福丸」が転覆し、乗組員5人のうち4人が遺体で発見されたが、船長が行方不明。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパー・リリーフ) NEW! Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパー・リリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief 用	兼用 Relief	グレー・ブルー -(サトーン)	ウェスト 骨盤回り	56-65 64-72	65-85 70-88	85-100 85-102	100-110 100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。
■パンフレットあります。 関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259